

第 16 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 6 年 11 月 1 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 49 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 50 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第 18 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 伊藤 博之 書記 宮内 一成
6、会議録署名者	3 番 加藤 洋子 委員 7 番 山本 康彦 委員
7、欠席委員	
会 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 16 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>(本日、5 番 木島 和美 委員 から遅刻の届が出ておりますので、報告いたします。)</p> <p>本日の会議録署名者に、3 番 加藤 洋子 委員、7 番 山本 康彦 委員を指名します。</p> <p>それでは 議第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 3 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 4 ページをご覧ください。以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。1 号事案について、10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>
10 番 加納恒明 委員	<p>おはようございます。加納です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略いたします。資料</p>

	<p>5-1、1ページから4ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見保育園より東南約100mの所です。</p> <p>1. 転用の目的は、住宅用分譲地です。権利を設定し移転しようとする理由の詳細は、譲受人は住宅地用として造成をして販売する為です。</p> <p>2. 転用の目的に保施設の概要は、隣接する山林〇〇〇㎡を含む合計〇〇〇㎡の一体利用で7区画の宅地分譲計画です。</p> <p>3. 事業の操業期間又は施設の利用期間は、許可日から永年です。</p> <p>4. 転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、東側・北側は山林、西側は住宅、南側は道路となっています。雨水は道路側溝へ、下水は下水道に接続する。周辺に被害が及ばないように十分注意し、万が一被害が生じた場合は、責任をもって対処する。</p> <p>5. 添付書類は、分譲宅地開発事業図・誓約書・現在事項全部証明書・残高証明書・宅地建物取引業者免許証について確認しました。</p> <p>6. 10月15日事前説明、10月24日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから1号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。 質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に 議第50号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>4ページをご覧ください。議第50号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>5ページをご覧ください。5ページから13ページの番号1から番号90までですが、こちらは令和6年12月25日に農地中間管理</p>

	<p>権の設定の終期がきて、新たに、令和6年12月26日から令和16年12月25日まで中間管理権の設定の申し込みがあった一覧となります。貸付先につきましては、番号1から89にかけては農事組合法人ふしみ営農へ、番号90の土地につきましては、〇〇〇〇氏への貸付となります。</p> <p>(議案書5ページから13ページ朗読)</p> <p>別添資料は番号1から番号90号までは5ページから6ページをご覧ください。説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。番号1から89にかけては、水野 宏治 委員 に関係しますので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をいたします</p> <p>(水野 宏治 委員 退席)</p> <p>番号1から89にかけて 鍵谷 道隆 推進委員 は説明願います。</p>
鍵谷道隆 推進委員	<p>これについては、〇〇〇〇が以前から作っていた田んぼですので預けていいかと思えます。以上です。</p>
会 長	<p>質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>〇〇〇〇について、今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。番号1から番号89について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、番号1から89までについての事案は適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>審議が終わりましたので、水野 宏治 委員 の着席を認めます。</p> <p>(水野 宏治 委員 着席)</p>
事務局	<p>1点説明漏れがあった為、説明させていただきます。</p>
会 長	<p>はい。</p>
事務局	<p>14ページをご覧ください。こちらは、農地中間管理権の設定に係る貸付先の変更に係る意見聴取となります。説明させていただいて</p>

	<p>なかった為、こちら朗読させていただきます。</p> <p>(議案書 14 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 7 ページをご覧ください。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。次に番号 90 について 鍵谷 道隆 推進委員 は説明願います。</p>
鍵谷道隆 推進委員	<p>番号 90 番〇〇〇〇さんですね、前から作って見えますが少し荒れているという感じです。今後も作ってもらえるという事なら良いかと思えます。</p>
会 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑及び意見聴取、意見などはありませんか。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>〇〇〇〇氏について今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械等を有していることを確認しております。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。番号 90 について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、番号 90 の事案は適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>次に番号 91 号事案について私自身に関係しますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をいたします。当該事案の議長について、職務代理の 水野 宏治 委員 にお願います。よろしくお願いたします。</p> <p>(青木 会長 退席)</p>
職務代理	<p>続いて、田中 宣行 推進委員、現地の状況はいかがでしたでしょうか。</p>
田中 宣行 推進委員	<p>御嵩地区の田中です。申請地につきましては、ローソン御嵩バイパス店から北西 300m の場所です。10 月 23 日山本委員と現地で確認いたしました。以前から水稻の作付を行っており、適正に管理をされているということでなんら問題ないと思われます。貸付先の変更という事ですので、今後しっかりと作付けして頂けるかと思えますので、皆さんの審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。</p>
3 番田中幹三郎委員	<p>はい。</p>

職務代理	はいどうぞ。
3 番田中幹三郎委員	お尋ねしたいことが何点かございます。存続期間が令和 8 年 2 月 28 日までとなっておりますが、これは〇〇〇〇さんとの間で契約されていたものの残期間でよろしいですか。
事務局	はい。田中 幹三郎 委員 がおっしゃる通り元は〇〇〇〇さんの方が貸付を受けていて、今回土地所有者の希望によって〇〇〇〇さんに変えていただいている。ただ、中間管理機構の設定上通常 10 年にさせてもらっていて、残りの 2 年間は耕作者変更という形で今回手続きをとっていただくという形になりますので、通常より短い期間に設定させてもらっています。
3 番田中幹三郎委員	ありがとうございます。
職務代理	他に質疑等はありませんか。質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	〇〇〇〇氏についても農地にて耕作に必要な機械等を有していることを確認しております。以上です。
職務代理	採決に入ります。番号 91 について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、番号 91 の事案は適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 審議が終わりましたので青木会長の着席を認めます (青木 会長 着席)
会 長	次に 報第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 事務局より報告願います。
事務局	15 ページをご覧ください。報第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。16 ページをご覧ください。 (議案書 16 ページを朗読) 以上です。
会 長	事務局より補足説明はありますか

事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

3 番

7 番
